

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

2024 年 6 月 28 日 制定

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が審議、承認する民間規格等に関する規格番号の付与に関する事項については、以下に定めるところによるものとする。

1. 本要領を適用する民間規格等

プロセス評価委員会で承認した民間規格等に適用する。

2. 承認した民間規格等への本委員会が付与する規格番号

(1) 規格番号の構成

a. 本委員会の規格番号の構成は次のとおりとする。

- (a) 「ESCC」の記号
- (b) 分野別のアルファベット記号
- (c) 管理用の番号
- (d) 承認年（西暦）

b. 規格番号の構成の意味

(a) 「ESCC」

設備技術規格評価委員会の英文呼称 (Equipment Standards and Codes Committee)
の略称

(b) 分野別のアルファベット記号

P : コンビナート等保安規則に関する規格
Q : 一般高圧ガス等保安規則に関する規格
Z : その他

(c) 管理用の番号（4桁）

(b) の分野毎に定める四桁の管理用の番号を附番する。

(d) 承認年（西暦）

プロセス評価委員会で承認した年の西暦年号をカッコ書き（ ）で表記する。

なお、書面審議等であってプロセス評価委員会の委員会開催による承認に基づかない場合は、プロセス評価委員会が決定したとみなされる日（例：書面審議回答締切日、委員長決裁日など）とする。

c. 表示様式の例

「ESCC P 0 0 0 1 (2 0 2 4)」

- (2) 本委員会の規格番号の割り当てにあたり、必要に応じて民間規格等作成団体及び本委員会の事務局との協議を行う。

また、ホームページ上の承認規格リストには、付与した本委員会の規格番号と承認した民間規格等の名称、番号、発行年月日等の詳細が正しく関連付けられるよう併記して公開する。

3. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則 1 (2024 年 6 月 28 日)

本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。